

## 別添 2

### 「Cool Work OITA」ロゴマーク使用取扱基準

大 分 労 働 局  
令和 7 年 5 月 2 2 日 制定

#### ( 趣 旨 )

第 1 条 この基準は、「Cool Work OITA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

#### ( 使用できる者 )

第 2 条 熱中症対策、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に使用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大分労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき

#### ( 違反等に対する取扱い )

第 3 条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この基準に違反したときは、大分労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

#### 附則

この基準は、令和 7 年 5 月 2 2 日より使用する。